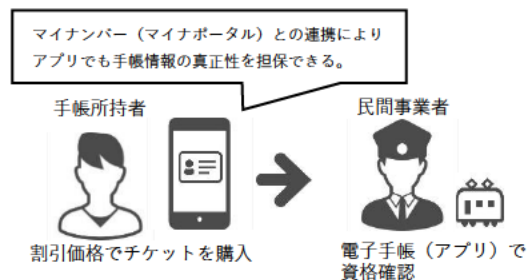


療育手帳に係るマイナポータル自己情報表示の早期実現について

1 現状

- 現在、身体障害者手帳や精神障害者手帳をお持ちの方は、マイナポータルの自己情報取得APIを通じて手帳情報を取得することが可能。
⇒ 民間事業者が提供するスマートフォンアプリの画面の提示により、各種障害者割引サービスを受けることが可能



- 知的障害の方が持つ療育手帳は、各自治体（都道府県、政令市等）が管理する手帳情報と本人のマイナンバー情報を紐づけて活用する仕組みが整っておらず、上記メリットが享受できない。

関係省庁に**早期対応**を要請

2 各省からの回答

- 個人の情報をマイナポータルで表示させるために必要な項目追加は、毎年6月にまとめて実施をしていること、地方自治体においてもシステム改修等への対応時間が必要なこと、を踏まえて療育手帳については令和4年6月に対応する。

対応可能な自治体については**実施時期を前倒し**できるよう要請

3 要請結果

- 厚生労働省から各自治体に対し、期日までにシステム改修等の対応が可能な場合は療育手帳情報の項目追加についての**令和4年2月への前倒し**が可能である旨を周知。
⇒ 大阪市、神戸市など7つの自治体から対応可能との回答。当該自治体において、令和4年2月から療育手帳本体に代えて、スマートフォンアプリの提示により各種割引の利用が可能となるよう準備が進められる。
※令和4年6月以降、さらに対象自治体は拡大